

4 結 果

6 月中における現金の出納状況について、関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、

6 月末日における収支の状況は、別紙のとおりで計数上の誤りは、認められなかった。

昭和58年 6 月分

1 歳入歳出の状況

昭和58年度

会計名	予算現額	本月中歳入額 本月中歳出額	本月末歳入累計額 本月末歳出累計額	収入率 執行率	本月末現在高
一般会計	11,430,918	957,954,074 1,257,609,155	2,347,155,807 2,326,839,056	20.5% 20.3	運340,000,000 20,316,751
国保会計	1,192,874	152,677,911 86,271,557	245,389,421 130,882,052	20.6 11.0	114,507,369
区画整理 会 計	66,099	1,336,120 1,124,571	64,490,167 1,822,110	97.6 2.8	62,668,057
下水道 事業会計	2,279,220	171,452,971 30,838,094	208,632,261 66,819,203	9.2 2.9	141,813,058
老人保健 医療会計	931,275	61,050,364 52,689,760	131,954,364 106,896,181	14.2 11.5	25,058,183
受託水道 事業会計	516,640	318,280,000 41,151,315	830,210,000 72,307,803	16.1 14.0	10,713,197
合 計	16,417,026	1,376,299,440 1,469,684,452	3,080,643,020 2,705,566,405	18.8 16.5	運340,000,000 375,076,615

・運は運用金

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	42,375,194	167,296,143	158,245,201	51,426,136
都 税	46,997,064	41,051,753	46,997,064	41,051,753
合 計	89,372,258	208,347,896	205,242,265	92,477,889

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
用 品 調 達	763,373	967,137	842,724	887,786
土 地 開 発	126,409,834	24,700,000	0	151,109,834
職員退職準備	49,999,407	0	0	49,999,407
庁舎増築	61,022,547	0	0	61,022,547
都市施設整備	1,488,201,337	0	0	運△300,000,000 1,488,201,337
中小企業振興 資金一時補填	499,097	3,000	0	502,097
仮称第八小学校 建 設	180,808,969	0	0	180,808,969
福生市育英	13,150,000	0	0	13,150,000
国保高額療養費 資金貸付	1,621,598	174,972	318,858	1,477,712
市営住宅等 管理基金	15,733,735	0	0	15,733,735
財政調整基金	340,000,000	0	0	運△400,000,000 340,000,000
合 計	2,278,209,897	25,845,109	1,161,582	運△340,000,000 2,302,893,424

⑤

福監発第 1675 号

昭和58年 9 月 6 日

福生市長

田 村 匡 雄 殿

福生市議会議長

田 村 市 郎

福生市監査委員 山 下 久 吉

同 森 田 治 男

昭和58年 7 月分例月出納検査の結果に

ついて（報告）

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 検査日 8月29日（月）
- 2 場所 監査委員事務局
- 3 対象 昭和58年 7 月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項

4 結 果

7 月中における現金の出納状況について、関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、

7 月末日における収支の状況は、別紙のとおりで計数上の誤りは、認められなかった。

昭和 58 年 7 月分

1 歳入歳出の状況

昭和 58 年度

会計名	予算現額	本月中歳入額 本月中歳出額	本月末歳入累計額 本月末歳出累計額	収入率 執行率	本月末現在高
一般会計	11,430,918 ^{千円}	1,013,515,540 ^円 694,973,046	3,360,671,347 ^円 3,021,812,102	29.4% 26.4	338,859,245 ^円
国保会計	1,192,874	116,062,501 86,642,995	361,451,922 217,525,047	30.3 18.2	143,926,875
区画整理 会 計	66,099	1,035,539 330,659	65,525,706 2,152,769	99.1 3.3	63,372,937
下水道 事業会計	2,279,220	26,966,551 81,661,889	235,598,812 148,481,092	10.3 6.5	87,117,720
老人保健 事業会計	931,275	54,648,000 63,889,456	186,602,364 170,785,637	20.0 18.3	15,816,727
受託水道 事業会計	516,640	18,405,803 20,162,991	101,426,803 92,470,794	19.6 17.9	8,956,009
合 計	16,417,026	1,230,633,934 947,661,036	4,311,276,954 3,653,227,441	26.3 22.3	658,049,513

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	51,426,136 ^円	123,268,789 ^円	151,995,260 ^円	22,699,665 ^円
都 税	41,051,753	84,619,177	41,051,753	84,619,177
合 計	92,477,889	207,887,966	193,047,013	107,318,842

3 基金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
用品調達	887,786	623,759	810,707	700,838
土地開発	151,109,834	0	0	151,109,834
職員退職準備	49,999,407	0	0	49,999,407
庁舎増築	61,022,547	0	0	61,022,547
都市施設整備	1,488,201,337	0	0	1,488,201,337
中小企業振興 資金一時補填	502,097	0	0	502,097
飯塚第八小学校 建設	180,808,969	0	0	180,808,969
福生市育英	13,150,000	0	0	13,150,000
国保高額療養費 基金	1,477,712	401,721	423,210	1,456,223
市営住宅等 管理基金	15,733,735	0	0	15,733,735
財政調整基金	340,000,000	0	0	340,000,000
合 計	2,302,893,424	1,025,480	1,233,917	2,302,684,987

第三回福生市議会 定例

会会議録(第十一号)

昭和五十八年九月九日福生市議会議場に第三回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

十七番	東田	正治	君
十五番	加藤	謹之助	君
十三番	小野	沢久	君
十一番	原	敏子	君
九番	上野	重勝	君
七番	井上	寅吉	君
五番	赤星	行人	君
三番	村野	和一郎	君
一番	林田	武	君

十八番	堀	川	實	君
十六番	高	水	惣八	君
十四番	仲	村	清信	君
十二番	遠	藤	洋一	君
十番	木	村	徳藏	君
八番	石	川	保	君
六番	齋	藤	要	君
四番	石	川	泰一	君
二番	在	原	博	君

十九番 宮沢 良一 君
 二十一番 田村 市郎 君
 二十三番 森田 治男 君

二十番 指田 保雄 君
 二十二番 村尾 栄次 君
 二十四番 若 若 君

一 欠席議員は次のとおりである。

二十四番 関 米吉 君

一 欠員は次のとおりである。

なし

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事 森田 進 君
 係長 島田 幸治 君
 臨時速記事務 川久保 友子 君
 補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市長 長田 村匡雄 君
 収入 役 高水 求 君
 企画財政部長 生子 国利 君
 市民部長 井上 久男 君
 建設部長 内田 和雄 君
 監査委員事務局長 森田 武 君
 選挙管理委員会事務局局長 篠崎 寛 君
 福祉部長 須崎 進 君
 教育次長 八木 房雄 君
 総務部長 浅見 裕康 君
 役 古谷 徳男 君
 長 森田 猛 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十八年第三回福生市議会定例会議事日程(第二日目)

開議日時 九月九日(金) 午前十時

日程第一

報告第四号

専決処分の承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

日程第二

議案第六十六号

福生市史編さん委員会条例

日程第三

議案第六十七号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第四

議案第六十八号

福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第五

議案第六十九号

福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第六

議案第七十号

福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第七

議案第七十一号

福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第八

議案第七十二号

昭和五十八年度福生市一般会計補正予算(第二号)

日程第九

議案第七十三号

昭和五十八年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

日程第十

議案第七十四号

昭和五十八年度福生市老人保健医療特別会計補正予算(第一号)

日程第十一

議案第七十五号

昭和五十八年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算(第一号)

日程第十二

議案第七十六号

昭和五十八年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)

日程第十三

議案第七十七号

昭和五十八年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)

日程第十四

議案第七十八号

市道路線の認定について

日程第十五

議案第七十九号

福生市立福生第四小学校講堂防音改築工事請負契約

日程第十六

陳情第五十八―三号

軍人軍属に係る恩給法の改正に関する陳情書

日程第十七

陳情第五十八―四号

玉川台町会集会施設建設に関する陳情書

日程第十八

陳情第五十八―五号

国民健康保険の国庫補助に関する陳情書

日程第十九

陳情第五十八―六号

大幅減税要求に関する陳情書

日程第二十

陳情第五十八―七号

大型間接税導入反対に関する陳情書

日程第二十一

陳情第五十八―八号

申告納税制度改悪反対に関する陳情書

日程第二十二

陳情第五十八―九号

都営武蔵野台二丁目団地(仮称)建設計画に関する陳情書

以上でございしますが、本日の議事運営が円滑に行えますようお願
いいたします。報告を終わります。

○議長(田村市郎君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議
事を進めますので、よろしく願ひいたします。

○議長(田村市郎君)

これより日程に入ります。

日程第一報告第四号専決処分承認を求めることについて(福生市
税賦課徴収条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 御指名をいただきましたので、報告第四号
専決処分の承認を求めることについて提案理由並びにその内容を御
説明申し上げます。

本案は、地方自治法第百七十九条第一項の規定によります。議会
を招集するいとまがないと認め、福生市税賦課徴収条例の一部改正

を専決させていただきましたので、同条第三項の規定に基づき御承認
を求めようとするものであります。

改正の根拠といたしましては銀行法施行令等の一部改正により、本
年八月から毎月第二土曜日は銀行等金融機関が休日となったため、
これに合わせて市税等の取り扱いを整備するための地方税法施行令等
が改正され、八月一日から施行されました。

まず改正条例の内容の御説明の前に、通常の市税等の納期限
につきましては、今回改正されました地方税法施行令等の規定が適用
され、第二土曜日が納期限に当たる場合はその翌々日の月曜日が
納期限とみなされるものです。今回改めます条例附則第六条の
二第二項の徴収猶予等にかかわる延滞金の特例といたしまして、法
人が徴収猶予を受け、その期間の延滞金を支払う場合の金利の特
例があります。その徴収猶予の申告基準日が休日になったる
場合はその翌日とする日とみなす規定がありますので、これを第二
土曜日も適用できるように改めるものでございます。

それでは改正内容につきまして御説明申し上げます。

附則第六条の二第二項中「民法第四百十二条に規定する休日」の下に「又は毎月の第二土曜日」を加え、「その休日」を「これらの日」に改め、また附則といたしまして、この条例は五十八年の八月一日から施行するものであります。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、慎重審議くださりまして御承認くださりますようお願い申し上げます。説明を終わりたいと思います。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第四号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よって報告第四号は、原案

のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君)

日程第二議案第六十六号福生市史編さん委員

会条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 御指名によりまして議案第六十六号福生市史編さん委員会条例につきまして提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

本条例につきましては新条例でございますので一応概要だけ申し上げますと、まず市史でございますが、市史は地域の住民、または行政当局にとり現在及び将来の基本的指針となる過去の歴史的事実を明らかにしておくことであり、いわゆる福生市の歴史であります。住民、または行政が福生市の将来を考へ、そのあるべき姿を思うと

きには過去の歴史的事実、経過は最も重要な参考資料となるわけでございます。すでに当市には昭和三十五年に福生町史が編さんされており、以来、今日まで二十三年を経過しており、この間、多くの資料や事実が発見されました。そこで、この際、町史を見直してみる必要があるのではないかと思ひ、昨年度から市史編さんの手がかりとして各市の市史等をもとに調査、研究を進めてまいりましたわけですが、編さん事業は長期間にわたることや、多大の経費を要することなどから市史編さん委員会を設けまして、基本的な重要事項などを審議、御検討いただくことを基本に本条例を提案申し上げた次第でございます。

それでは条例の内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一条は市史目的を定めました。

次の第二条につきましては委員会の所掌事項等、明確に定めた条項でございます。

第三条につきましては、その委員の組織を定めまして、構成委員を

十六人をもって組織すると。特に、この委員につきましては市議会議員、あるいは教育委員会委員、それから文化財保護審議会委員、学識経験者、市職員をもって行われますが、委員の選任につきましては議会側から御入選をいただくわけですが、よろしくその点もお願い申し上げます。

次の第四条につきましては委員の任期につき原則として事業完了までとし、例外的な理由があれば第二項、第三項によるよう定めたものでございます。

次に第五条、第六条につきましては通常の会議形態に基づきまして、委員会の構成、会議の内容等を招集したり、あるいは会長を決めるというふうな条項でございます。

次に第七条、編集専門委員。これには編さん委員会のかかに実務的な活動を行う編集専門委員を置くことにした条項でございます。やはり同じく、これは市長が委嘱いたしました編さん事業が完了するまでの任期となっております。